

令和 5 年度事業報告

公益財団法人国際人材育成機構

令和5年度事業報告

はじめに

公益財団法人国際人材育成機構（以下「当機構」という。）は、平成3年12月の設立以来、東南アジア等からの青年を受け入れる外国人技能実習生受入事業（以下「実習生受入事業」という。）、開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業、開発途上国との青少年親善交流事業の3事業を柱として、開発途上国の経済発展や相互理解の促進及び我が国の社会産業の健全な発展に寄与することを目的として活動し、各派遣国及び外国人技能実習生（以下「実習生」という。）を受け入れている企業（以下「受入企業」という。）等から評価されてきた。

新型コロナウイルス感染症の影響により、当機構の事業運営も大きな打撃を受けたものの、令和4年3月からの入国制限緩和により回復し、本年度においてコロナ禍前の状況にまで至り、その困難な状況を乗り越えた。

当機構は、「人・企業・国を結び、アジア新時代を共に築く」という基本理念の下、実習生の育った国の文化習慣を十分に理解し、人格を尊重した上で、実習生に寄り添うアテンドを行うとともに、技能実習の適正な実施及び実習生の保護のため、受入企業への技能実習法の周知とその適正な実施に向けた指導を行うとともに、コンプライアンスを重視した事業の実施に職員一丸となって取り組んできた。更に、令和5年8月に内閣府の認定を得て、特定技能外国人受入事業等を開始した。

以下、本年度に実施した事業について報告する。

記

1 実習生受入事業及び職業紹介事業

開発途上国の若者の人材育成等のため、インドネシアをはじめとする各派遣国と連携して実習生受入事業を実施した。本年度は、日本国政府の水際対策が緩和されたことに伴い、長期入国待機者を中心に、合計3,271名（インドネシア2,309名、タイ254名、ベトナム298名、バングラデシュ154名、スリランカ86名、フィリピン170名）の実習生を受け入れた。

(1) 実習生受入れに係る各種申請手続き等の支援

実習生として安全に入国し、適切に技能実習を行うために、抗原検査等を含む健康状態の把握、必要な外国人技能実習機構への申請手続き、出入国在留管理庁への在留関係諸申請、駐日大使館への在留届等の手続き支援を行った。

(2) 実習生に対する講習の実施

ア 入国前講習

派遣国が実施する入国前講習について、現地駐在員事務所は各派遣国労働省等と連携を強化し、実践的な日本語教育、心身ともに健全な実習生候補生の育成が実施できるよう支援した。

イ 入国後講習

入国直後の実習生を対象に、当機構のトレーニングセンターにおいて、コミュニケーション能力向上のための日本語、生活一般の知識、入管法及び労働関係法令等の実習生の法的保護に必要な情報、安全衛生教育等について1月間の入国後講習を11回実施した。感染症の予防対策については、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行した後も、抗原検査による感染確認、手洗い、マスク、発熱時の隔離を徹底した。介護実習生については、外部専門家により、介護の基本的な実技の講習を実施した。

また、新規入国の実習生及び在留中の実習生を対象に、受入企業の要請に応じてアーク溶接やフルハーネスなどの特別教育（学科）を実施した。

(3) 受入企業に対する支援及び指導

ア 技能講習等の資格取得支援

受入企業における作業上必要な資格取得として、玉掛け、床上操作式クレーン及びフォークリフト等の技能講習の受講支援を行った。

イ 受入企業懇談会及び技能実習・生活指導員懇談会（受入企業向け研修）

今年度においては、アフターコロナの状況を踏まえ、昨年に続き各懇談会（研修会）の開催は見送りとしたが、受入企業の実習実施責任者向け研修資料として、「技能実習の安全、健康確保、職場環境の改善について」及び「介護保険法施行規則の基準について」等の代替資料を配布し、また、公式サイト内会員企業専用ページに

も掲載する等して、技能実習制度の適正な運用及び実習生の労働災害事故撲滅を呼び掛けた。

ウ 適正な技能実習環境の整備

当機構では、1号実習生は勿論のこと、2号及び3号実習生が在籍する受入企業についても月1回以上の頻度で訪問の上、認定された技能実習計画に基づいて技能実習が適正に実施されているかを確認し必要な指導を行った。

また、実習生に対してはできるだけ宿舍等で面談を行うなどして、より実習生が相談しやすい環境を整えるなどした。

エ 監査の実施

傘下の受入企業に対し、3月につき1回以上の頻度で定期監査を実施し、外国人技能実習機構に結果を報告した。

また、人権侵害等の技能実習計画認定取消しに該当する疑いがある事案が発生したと認められた際には、速やかに臨時監査を実施して企業に改善を求め、さらには再発防止策の構築を指導するなどしてその結果を同機構に報告した。

なお、これらを監理する全国の支局に対しても、定期監査及び備え付け帳簿等の監理業務が適正に実施されているかの外部監査を指定外部役員が3月に1回の頻度で実施した。

(4) アテンド知識向上のための職員研修

技能実習制度を適正に監理するため、今年度は全国の監理責任者だけでなく、管理職クラスを対象とした情報交換会を定期的開催し、全国各地で発生した労働災害や指導事案等を共有し、議論することで、より安全衛生管理に係る危機意識の向上及び適正な監理意識の底上げを図った。

(5) 事業報告書及び実施状況報告書の提出

外国人技能実習機構に事業報告書及び実施状況報告書を提出した。

(6) 実習生への福利厚生

ア 実習生休日の集い

実習生が一堂に集い、交流を深めるとともに、日本の文化に親しむこと、もって実習生の福利の増進を図るために、5月（東京）及び11月（名古屋）に実習生休日の集

いを開催し、それぞれインドネシア共和国労働大臣が臨席され、参加実習生へ直接激励をいただいた。

イ ポスターコンクール・作文コンクール

労働災害防止の意識づけを目的に、安全衛生標語及びスローガンを入れた「安全衛生ポスターコンクール」を実施した。659名の応募があり、最優秀賞1名、優秀賞2名、優良賞3名など計16名を表彰した。

また、実習生の日本語能力の向上を図ること等を目的に、「アイム・ジャパン作文コンクール」を実施した。多数の応募を奨励するため、企業訪問指導時に作文指導を行った。1,095名の応募があり、最優秀賞1名、優秀賞2名、優良賞2名など計10名を表彰した。

併せて、年2回の日本語能力検定試験の案内を実習生に通知し、受験奨励を行った。1,304名の実習生が日本語検定に合格（N2級62名、N3級373名）し、合格者には副賞を授与した。

ウ 実習生向け広報誌「みんなのひろば」の発行と配布

実習生の日本語能力の向上、日本の文化や習慣に関する知識の習得、健康や生活に必要な知識の取得等を目的に、広報誌「みんなのひろば」を年5回（紙媒体3回、電子媒体2回）発行し、周知事項を公式サイト上に掲載した。当機構の実習生以外にも情報を役立ててもらえるよう、電子媒体2回については公式サイトにて一般公開した。

エ 実習生のメンタルヘルスケア

実習生の相談に迅速に助言指導するため、各派遣国出身者をカウンセラーとして委嘱し、母国語による電話相談を実施した。また、本部に設置しているフリーダイヤル電話により、本部職員により母国語による相談に応じた。

（7）帰国実習生に対する就職支援

帰国実習生の就職促進として、派遣国労働省主催の集団就職面接会の支援を行った。また、帰国後の就労状況の定期的な調査を行うと共に、帰国実習生の起業による雇用機会の創出のため、各派遣国で帰国実習生の組織に対して継続的な支援を行った。

（8）一般向け広報活動の推進

技能実習制度や実習生、派遣国に対する正しい理解を促進し、適正な技能実習制度の運用に貢献するための広報活動を行った。

ア インターネットを活用した情報発信力の強化

公式サイトにて継続的な情報発信（お知らせ・トピックスの年間投稿数 77 件・月 6.4 件）に努めた。また、新卒・若手求職者に当機構の事業に興味を持ってもらうことを目的として、公式サイトをマイナーチェンジし、充実を図った。

イ 広報誌の発行と配布

実習生の活躍や受入企業の好事例等を紹介する広報誌「With IM(ウィズ・アイム)」を年 3 回・紙媒体にて各約 3,500 部発行し、受入企業、関係団体等に配布した。また、公式サイトにてデジタルブックを一般公開し、職場や地域における技能実習制度に対する理解促進を図った。

ウ オリジナルカレンダーの作成と配布

実習生が制作し応募した、アイム・ジャパン安全衛生ポスターコンクールの受賞作品をカレンダーに掲載し、受入企業等に配布した。

(9) 実習生受入事業に係る職業紹介事業の実施

実習生候補者と受入企業との間の技能実習職業紹介を実習生候補者が賃金、実習内容等を理解して雇用のミスマッチを生じさせないよう適正に実施した。

また、受入企業と実習生候補者との現地面接及びオンライン面接の機会を設けた。

2 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

(1) 調査・研究及び資料の提供

派遣国の社会経済情勢、労働事情を調査収集し、海外投資情報を広報誌「With IM(ウィズ・アイム)」及びホームページ上に掲載し、会員企業、関係機関、関係団体に配布した。

(2) 海外進出に関する相談・情報提供

会員企業等からの派遣国への海外進出の相談等については、最新の派遣国の経済・労働環境の情報提供、派遣国関係政府機関の紹介を行った。

(3) 講演会等の開催

対面でのセミナー開催時期を模索していたが、次年度で実施することとし、会員企業と海外進出を検討している企業等を対象とした講演会(セミナー)は見送りとした。

(4) 現地訪問団の派遣

現地訪問団の派遣については、実施時期を模索していたが、次年度に見送った。

3 開発途上国との青少年親善交流事業

国際的相互理解の促進を図ることを目的に日本と開発途上国の青少年の相互交流を行う人材交流事業は、介護専門学校との協力を得て、同校で介護を学ぶ日本人学生と当機構介護職実習生との交流会を実施し、各国の介護に対する慣習や考え方を活発に交換し、途上国と日本の若者の国際相互理解を深めた。

4 特定技能外国人受入事業及び無料職業紹介事業

特定技能外国人受入事業については、令和5年8月29日に内閣府より収益事業として認定され、同年10月1日より派遣国、会員企業及び技能実習生のニーズに応えるべく、登録支援機関として特定技能外国人の支援事業を開始した。それに伴い、無料職業紹介事業における雇用契約の成立の斡旋も開始した。